

大分大学医学部附属病院ふれあいコンサート実行委員会細則

平成20年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院ふれあいコンサート実行委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、ふれあいコンサートの企画・立案に関することを審議する。

(開催)

第3条 ふれあいコンサートは、原則として年2回（7月，12月）開催する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科の教員 2人
- (2) 薬剤部の職員 1人
- (3) 看護部の職員 2人
- (4) 医療技術部の職員 2人
- (5) 総務課の職員 1人
- (6) 医事課の職員 1人
- (7) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項各号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成20年医学部附属病院細則第1-13号）

- 1 この細則は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第4条第1項の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院ふれあいコンサート実行委員会要項(平成16年4月1日制定)は、廃止する。